

長野広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年9月27日

長野広域連合監査委員	鈴木栄一
同	塚田正平

第1 監査の対象及び期日

監査の対象及び期日は、次表のとおりである。

月 日	対 象
8月17日	はにしな寮
	久米路荘、信州新町デイサービスセンター
	A焼却施設(長野市)建設地
8月19日	矢筒荘
	小布施荘
	須坂荘
8月23日	養護・特養松寿荘、若槻デイサービスセンター
	豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター、戸隠在宅介護支援センター
8月31日	事務局総務課(議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局含む)、事務局福祉課、事務局環境推進課

第2 監査の方法

平成27年度、平成28年度の財務に関する事務の執行が関係法令にのっとり適正かつ効果的に行われているか、また、予算の執行等が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、全所属を対象にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から説明聴取を実施するとともに、監査重点項目及び監査項目を設定し、関係書類の監査を実施した。

【監査重点項目】

- 1 介護報酬の収入に関する事務
- 2 利用者預かり金に関する事務

【監査項目】

- 1 収入に関する事務
- 2 支出に関する事務
- 3 契約に関する事務
- 4 財産管理に関する事務

第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。改善を要する事例については、次のとおりである。

1 収入に関する事務

寄附物品について、寄附申出書に記載されていないものが見受けられた。老人福祉施設に対する寄附金等の取扱いに関する要領に基づき、適正な管理をされたい。

【養護松寿荘】

【小布施荘】

2 支出に関する事務

- (1) 職員の宿泊を伴う在勤地外旅行命令について、総務課長に合議がされていないものが見受けられた。

また、旅行命令書において旅行命令権者の命令印が漏れている事例があった。

事務専決規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【環境推進課】

- (2) 旅行命令書について、旅行後に起案されている事例があった。

公務のため旅行する場合は、事前に旅行命令書を作成し、命令後に実施されたい。

【久米路荘】

【須坂荘】

- (3) 在勤地内旅行命令書において、旅行命令権者の誤りが見受けられた。

事務専決規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【須坂荘】

- (4) 旅行命令書において、支出科目の記載がされていないものが散見された。

旅費の支出科目を明確にするため、必ず記入されたい。

【豊岡荘・戸隠中央デイサービスセンター・戸隠在宅介護支援センター】

- (5) 日当の支給について、往復が鉄道距離 112.2 km の旅行においては 1 日日当を支給すべきところ、半日当 (1 日日当の 1/2) が支給されていた。旅費の手引きに基づき適正な事務処理を徹底されたい。

【特養松寿荘】

- (6) 旅行命令書において、旅行命令権者の命令印が漏れている事例があった。

また、日当の支給について、往復が鉄道距離 100 km 未満の旅行においては 1 日日当の 1/2 を支給すべきところ鉄道距離 86.2 km で 1 日日当が支給されていた。

事務専決規程及び旅費の手引に基づき適正な事務処理を徹底されたい。

【豊岡荘】

- (7) 復命書の決裁年月日、決裁区分、保存年限及び公開区分の記載漏れが散見された。

行政情報取扱規定に基づき適正な事務処理をされたい。

【小布施荘】

- (8) 復命書の決裁年月日、決裁区分の記載漏れがあった。行政情報取扱規定に基づき適正な事務処理をされたい。

【豊岡荘】